

令和4年第6回大野城市農業委員会定例会議事録

令和4年11月10日、大野城市農業委員会副会長 川邊孝信（職務代理者）は、令和4年第6回大野城市農業委員会定例会を行うにあたり、大野城市役所新館4階426会議室に大野城市農業委員を招集した。

議案第6号 大野城市農業委員会会長の互選について

議案第7号 大野城市農業委員会職務代理者（副会長）の互選について

※ 議案第6号の議決内容によっては、議案取り下げの場合があったもの。

議案第8号 農業委員の補充について

議案第9号 大野城市農業委員会会議規則第17条の規定による特別委員
1名の選任について

報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について
(2件)

そ の 他

出席委員：10名 欠席委員：1名 事務局：3名

開 会 (14時00分)

事務局長

定刻となりましたので、本日の農業委員会の開催にあたりまして、まず最初に、会議開催の成否を確認致します。

本日の農業委員会は、定数12名に対し、出席委員は10名であります。委員の過半数の出席でありますので、本市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の農業委員会が成立することを報告致します。

では、ただ今から、令和4年第6回農業委員会定例会を開催致します。

なお、議事につきましては、通常は、会長に進行をお願いしているところではありますが、9月に会長が死去されましたので、新たに、会長が決定となるまでは、私が議事の進行を務めさせていただきます。

事務局長	まず、議事に入ります前に、大野城市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、11委員、12番委員の2名を議事録署名委員に指名致します。指名を受けられた委員の方は、後日事務局が作成する議事録に署名をお願い致します。 それでは、まず最初に「議案第6号 大野城市農業委員会会長の互選について」を審議したいと思います。事務局から議案の説明を致します。
事務局	本件の第6号議案の概要説明を行った。 (内容；会長1名の互選) (根拠の説明；農業委員会等に関する法律第5条第2項)
事務局長	事務局から第6号議案の説明をしましたが、立候補したいという方や誰かを推薦したいという方はありますか。
5番委員	職務代理者の副会長である2番委員を推薦したいと思います。
事務局長	他に立候補したいという方やどなたかを推薦したいという方はありますか？ (確認後)他に立候補される方やどなたかを推薦したいという方は無いようですが、2番委員が会長に互選されるということに異議のある方はありますか？ (異議有りの発言が無いことを確認後) 本件は議決を要します。2番委員が会長に互選されるということに異議の無い方は挙手をお願いします。
各委員	2番委員以外全員の挙手あり

議 長	議案第 6 号で私が会長に選任されたことから、今度は、職務代理者（副会長）が空位となってしまいましたので、第 7 号の議案を審議する必要が出てきました。そこで、議案第 7 号 大野城市農業委員会職務代理者（副会長）の互選についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局長	本件の第 7 号議案の概要説明を行った。 （内容・根拠の説明） （農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項及び大野城市農業委員会会議規則第 1 6 条）
議 長	事務局から説明がありましたが、どなたか立候補される方やどなたかを推薦したいという方はございませんか。
各委員	立候補や推薦の発言無し。
議 長	委員のどなたからも立候補される方や推薦したいという方が無いようですので、私から 3 番委員を推薦したいと思います。3 番委員を職務代理者に選任することではいかがでしょうか？
各委員	「異議無し」の声あり
議 長	本件も議案でありますので、議決を要します。 3 番委員を職務代理者に選任することに異議の無い方は挙手をお願いします。〔3 番委員以外全委員の挙手有り〕
議 長	他の委員全員の賛成と認めます。議案第 7 号については、3 番委員を職務代理者に選任することに決定しました。3 番委員はどうぞよろしくお願い致します。
議 長	次に、議案第 8 号の「農業委員の補充について」を審議したいと思います。事務局から議案の概要説明をお願いします。

事務局長	議案第8号についての概要説明を行った。 (農業委員会等に関する法律第10条第1項の規定により、委員の任期は3年となっており、但し書きには、補欠の委員の任期は前任者の残任期間となっている。現在の委員の残任期間が既に1年未満となっていることや今後の残任期間における委員会開催の成否や議案の審議においても、1名の欠員のままでも支障は無いと判断されるためとの内容説明)
議 長	各委員からの質問・意見を求めます。
6 番委員	残任期間が1年未満となっていることなどを踏まえると、委員の欠員補充は必要無いのではないかと思います。
議 長	ただ今、6番委員から委員補充は必要無いのではとの意見が出ましたが、他にありませんか？ (他に意見等の発言が無いことを確認して) 特に無ければ、本件の議案第8号の議決をしたいと思います。ただ今の事務局から概要説明のあった内容のとおり、1番委員の死去に伴っての委員1名の補充は行わないことに異論の無い委員の方は挙手をお願いします。
委 員	委員全員の挙手有り。
議 長	出席委員全員の賛成と認めます。よって、議案第8号は、事務局案のとおりで、1番委員の死去に伴う委員1名の補充は行わず、現行の11名で残任期間の業務遂行を図ることとしたいと思います。
議 長	次に、議案の最後となりますが、議案第9号の「大野城市農業委員会会議規則第17条の規定による特別委員1名の選任について」を審議したいと思います。 事務局から議案の概要説明をお願いします。

事務局長	議案第9号についての概要説明を行った。 (特別委員の選任については、平成23年7月20日からの慣例にならない、農協各5支店管内から各1名が選出されるよう決定していたが、農協大野城支店管内の特別委員の死去に伴い、同一支店管内の3番委員を特別委員に選出願うという内容。大野城市農業委員会会議規則第17条の規定によるもの。)
議 長	事務局の説明では、死去された1番委員の同一支店管内の委員は3番委員のみとなりますので、対象委員は確定となると思います。各委員さんも問題無いと思われるのでは考えますが、いかがですか？
各委員	各委員からの意見無し
議 長	特に、ご意見等も無いようですので、議決をしたいと思います。議案第9号の1番委員の死去に伴う特別委員の選任については、同一支店管内の委員である3番委員を選任するということで異論の無い方は挙手をお願いします。
各委員	3番委員を除く全委員からの挙手あり
議 長	他の委員みなさん全員の賛成と認めます。3番委員は、残任期間における特別委員として業務にあたってもらいたと思います。〔3番委員の了解あり〕
議 長	以上で本日の審議案件となる議案の議決が終了しましたので、続いて報告事項の説明を受けたいと思います。 では、報告第10号の、事務局長専決による農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告を受けたいと思います。事務局から、案件の説明をお願いします。
事務局	報告第10号の計2件の報告案件について説明を行った。
議 長	各委員からの意見・質問等を求めます。
委 員	意見・質問無し。
議 長	質問等が無ければ、報告第10号については追認することとしてよろしいですか。

全委員	異議無し。〔全委員了承〕
議 長	なお、本日の農業委員会では、事務局長専決による農地法第5条に係る農地転用届出の報告案件は無いとのことです。 ただ今の報告で、本日の定例会で予定していた議題は全て終了しましたが、「その他」として、委員のみなさんから何かありませんか？
7 番委員	〔令和4年10月24・25日開催の『農業委員会女性ネットワーク九州・沖縄ブロック大会』に出席した際の概要報告有り。〕〔全委員からの意見等無し〕
議 長	本日の委員会は、議題・報告等の全てについて終了致しました。委員みなさん、お疲れさまでした。
14時40分閉会	次回令和5年第1回定例会の開催日（予定） 令和5年1月24日（火） 10時00分～